

## 木造住宅の耐震化を促進するための 補助限度額の増額と戸別訪問の実施について

### 1. 趣旨

- 横浜市では、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）で建築された木造住宅の耐震化を促進する事業に取り組んでいます。
- 平成 28 年熊本地震等の被害状況を踏まえ、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を更に加速していくため、**平成 29 年度に限り、耐震改修の補助限度額を増額**します。
- これに伴い木造住宅の所有者等に対して**戸別に訪問し、補助制度等の周知を行う**など、啓発活動を強化し、より一層の耐震化促進を図ります。

【訪問時に周知する内容】（裏面のチラシを参照）

- (1) 29 年度に限り、耐震改修工事の補助限度額を 30 万円増額すること。
- (2) 無料で耐震診断を実施していること。
- (3) 防災ベッドや耐震シェルターの設置費を一部補助していること。

### 2. 内容

(1) 補助の対象（従来の補助条件から変更なし）

- 昭和 56 年 5 月以前に建築された 2 階建かつ在来工法の木造住宅。（ほか条件あり）

(2) 補助額の増額（平成 29 年度に限り増額します）

区分	補助限度額【現状】	補助限度額【増額後】
課税世帯	75 万円	<u>105 万円</u>
非課税世帯	115 万円	<u>145 万円</u>

(3) 広報計画

内 容		予定時期 <sup>※3</sup>
(a) 広報紙への掲載	広報よこはま及びタウンニュースを活用し、市全域に対して周知。	平成 29 年 1 月、3 月
(b) 戸別訪問 <sup>※1</sup>	(ア) 委託 <sup>※2</sup> 下記区内の旧耐震の木造住宅（約 6 万戸）に訪問員を派遣し、制度周知を実施。 <b>【鶴見、神奈川、西、中、南、磯子、金沢】</b>	平成 29 年 2 月上旬 ～ 5 月頃
	(イ) 協定 市の木造住宅耐震改修に係る「設計・施工事業者登録制度」に登録している事業者の協力を得ながら、制度周知を実施。 <b>【上記の区以外】</b>	平成 29 年 2 月下旬 ～ 5 月頃

※1 制度拡充等について周知を行うためのチラシを作成し、訪問時に配布します。

訪問を実施する者は、市が発行する「訪問員証明書」の着用を必須とし、訪問時に契約等のセールスは行いません。

※2 委託事業者名（平成 29 年 2～3 月）：日総ブレイン株式会社（鶴見区豊岡町 28-26）  
（4 月以降は未定）

※3 訪問の終了時期は、状況により延長の可能性あり。

**耐震改修補助**

横浜市は平成29年度に限り30万円増額します

補助限度額 **75万円 → 105万円**  
(非課税世帯: 115万円 → 145万円)

**耐震診断** **無料**

**防災ベッド等** **設置補助**

事業所管・発行: 横浜市 建築局 企画部 建築防災課 平成29年2月  
〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1Jビル12階 ☎045(671)2943 045(663)3255

(表面)

**木造住宅の耐震改修などの支援について**

どんな建物が補助を受けられるの?

- 木造2階建て(在来工法)
- 昭和56年5月以前に着工
- ご自宅(持家)

※その他にも条件があります。

何から始めればいいのか?

まずは建築士に相談してください。相談可能な建築士(事業者)の名簿をインターネットで検索できます。

横浜市 登録事業者 検索

※建築士(事業者)の名簿は、各区役所でも閲覧できます。

<p><b>耐震診断</b></p> <p>地震に対する安全性を調査します。 <b>無料</b></p>	<p><b>耐震改修</b></p> <p>平成29年度に限り増額 補助限度額 一般世帯: <b>105万円</b> 非課税世帯: <b>145万円</b></p>	<p><b>防災ベッド等</b></p> <p>防災ベッド 耐震シェルター</p> <p>補助限度額 防災ベッド: <b>10万円</b> 耐震シェルター: <b>30万円</b></p>
--	--	--

耐震診断、耐震改修の受付窓口は…  
一般社団法人 横浜市建築士事務所協会  
☎045(662)2711  
受付時間 9時から12時・13時から16時(土日祝日を除く)

お問い合わせ先  
横浜市 建築局 企画部 建築防災課  
☎ 045(671)2943  
045(663)3255

平成29年度予算の執行を伴うため、横浜市民会での議決後に確定します。  
リサイクル推進 0

(裏面)

**横浜市 旧耐震の木造住宅耐震改修補助金30万円増額へ**

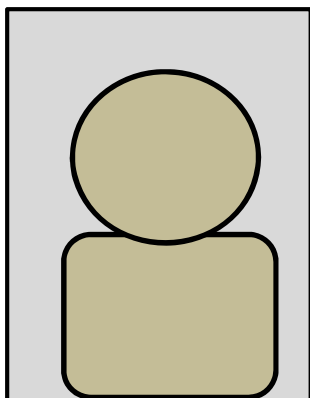
横浜市は昭和56年5月以前に建築確認を受けて着工した木造住宅について、耐震化の促進に取組んでいる。市内には旧耐震の木造住宅が多く存在しており、平成28年熊本地震を踏まえ、耐震化をより一層進め、いく必要がある。そこで、耐震化を検討する市民を更に後押しするため、緊急の措置として平成29年度に限り、限度額75万円(非課税世帯115万円)としていた耐震改修補助を30万円増額する。平成29年4月から平成30年3月末までに工事に着手する場合、限度額が105万円(非課税世帯145万円)となる。横浜市中会での予算議決後に実施。そのほか、市は無料又は一部有料で耐震診断士を派遣。また、地震時の被害軽減への取組として、建物倒壊から命を守る防災ベッド等の設置についても補助を実施。限度額は防災ベッドが10万円、耐震シェルターは30万円。改修工事実施が難しい場合などに、市はこのような比較的簡易な地震対策も推奨する。

**2月から戸別訪問**

市は耐震化促進を広く啓発するため、旧耐震と思われる木造住宅に対し、2月から戸別訪問及びチラシの配布を順次開始。市が委託した事業者や、市に登録した設計・施工事業者らが、市から交付された証明書を着用して制度の説明を行うが、セールス等は行わない。補助制度などの問い合わせは市建築局建築防災課 ☎045・671・2943。

## 証明書(表面)

### 横浜市木造住宅戸別訪問事業 訪問員証明書



No. : 1  
事業者名 : 日総ブレイン株式会社  
氏名 : 横浜 太郎  
有効期限 : 平成29年3月31日

上記の者は、市の委託を受け、戸別訪問を実施する訪問員であることを証明する。

横浜市 長 印

## 証明書(裏面)

平成29年に限り、表面で証明する市の委託事業者が各住宅に直接訪問し、制度周知や耐震化の啓発を行っています。

なお、制度説明以外のセールス等を行いません。

## 証明書(表面)

### 横浜市木造住宅戸別訪問事業 協定事業者証明書及び訪問員証明書

No. : 00001

事業者名 : 株式会社〇〇

氏 名 : 〇〇 〇〇

有効期限 : 平成〇年〇月〇日

上記の事業者は、市と協定を締結し、戸別訪問を実施する訪問員であることを証明する。

横 浜 市 長 印

## 証明書(裏面)

平成29年に限り、表面で証明する市の委託事業者が各住宅に直接訪問し、制度周知や耐震化の啓発を行っています。

なお、制度説明以外のセールス等を行いません。